

令和 8 年度 第 3 回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和 8 年 9 月 4 日（金）午前 1 0 時 3 0 分から午後 1 2 時 3 3 分まで

場所 区議会議室 C（シビックセンター 5 階）

＜会議次第＞

開会

1 会長挨拶

2 審議

（1）文京区男女平等参画推進計画の改定について

【資料第 1－1 号】

【資料第 1－2 号】

【資料第 1－3 号】

（2）文京区男女平等参画推進計画の令和 7 年度推進状況評価について

【資料第 2 号】

（3）令和 7 年度女性活躍の取組についての報告

【資料第 3 号】

3 その他

閉会

＜文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）＞

出席者

内海崎 貴子 会長、焼家 直絵 副会長、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、千代 和子 委員、
小川 豪 委員、伊東 弘子 委員、村田 秀夫 委員、小田島 一景 委員、松本 朋之 委員、
小山田 優稀 委員、藤田 星流 委員、宮田 直和 委員、渡部 陽 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

小松 隼人 委員、矢形 秀樹 委員

＜事務局＞

出席者

総務部長 竹田 弘一、総務部ダイバーシティ推進担当課長 熊倉 智史、
生活福祉課長 坂田 賢司

欠席者

なし

＜傍聴者＞

0 人

内海崎会長：それでは定刻となりましたので、令和 8 年度第 3 回文京区男女平等参画推進会議を始めたいと思います。

初めに、事務局から会議の進め方について説明をお願いいたします。

熊倉課長：皆様おはようございます。本日はオンラインでご出席の方もいらっしゃいますので、初めに事務局から会議の進め方についてご説明いたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様におかれては、発言の際には挙手をしていただき、指名をされてからご発言をお願いいたします。発言の際には、皆様の前にあるマイクのボタンを押していただいて、赤いランプが点灯したことを確認した上でご発言をお願いいたします。発言される際は、ZOOMで参加されている方に声がよく届くよう、マイクの近くで大きな声でお話をお願いいたします。また発言が終わりましたら、マイクのボタンを押していただいて、ランプが消灯したことをご確認ください。

次に、オンラインでご参加の委員の皆様へご案内いたします。参加に当たりましては、今ご覧の画面の資料のとおりとなります。発言されるとき以外は、音声はオフをお願いいたします。発言する際には、ZOOMの挙手ボタンにてお知らせいただき、指名をされてから発言をお願いいたします。声による発言がないと会議録に残すことができませんので、チャットでのご発言はご遠慮ください。

また、資料の画面共有については、事務局にて行います。発言の途中でも必要に応じて事務局で共有を行うことがございますので、ご了承ください。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、続きまして、本日の委員の出席状況を事務局よりお願いします。

熊倉課長：本日の委員の出欠状況ですが、小松委員と矢形委員が欠席、松本委員が11時頃から出席というご連絡をいただいております。また、先ほどですが、小山田委員より、遅れて参加をされるという連絡がございましたので、お知らせいたします。

報告は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、次に、本日の資料です。配付されました資料につきまして、事務局からご説明をお願いします。

熊倉課長：資料について確認させていただきます。資料は事前にデータでお送りしておりますので、ご確認ください。

まず、本日の次第でございます。

次に、資料第1-1号「計画の体系・計画事業とその考え方」、資料第1-2号「新規計画における成果指標（案）」、資料1-3号「次期計画の体系に基づく事業一覧」。

次に、資料第2号「文京区男女平等参画推進計画令和7年度評価について」、最後に資料第3号「令和7年度女性活躍の取組についての報告」。資料の右上に番号が記載されておりますのでご確認ください。

資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。それでは、これより次第の2、審議に入りたいと思います。本日は、二つの審議事項を限られた時間の中で行いますので、目安といたしまして、審議事項の（1）については、おおむね11時30分頃まで、その後、12時25分頃まで審議事項の（2）及び（3）の審議を行いたいと存じます。

それでは初めに、審議事項（1）の「文京区男女平等参画推進計画の改定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

熊倉課長：それでは、審議事項1の文京区男女平等参画推進計画の改定について説明させていただきます。資料は第1-1号から1-3号までとなります。

前回第2回の男女平等参画推進会議では、次期計画の体系（案）をご提示し、ご了承いただきましたので、庁内の各所管課へ調査の上、その体系に紐づく事業と目標及び指標を作成いたしました。その内容を資料第1-1号「計画の体系・計画事業とその考え方」にまとめ

ております。

まずは、施策の方向性に対する目標と成果指標について説明いたします。それでは資料 1－1 号の「計画の体系・計画事業とその考え方」、こちらをご覧ください。

こちらは、計画の素案に向けて、計画冊子のイメージに近づけた体裁で作成し、施策の方向性に対する目標と成果指標や、体系に紐づく計画事業とその考え方をまとめております。

こちらの 3 ページから 6 ページをご覧ください。こちらが「施策の方向性に対する目標と成果指標」になります。7 ページ以降につきましては、後ほど説明いたします。

施策の方向性は、体系の中項目と同じものになりますが、項目ごとに成果指標を掲げています。本日会場へお越しの委員の皆様には、座席に参考資料として、前回の指標から新規に追加又は削除した指標のみを記載した「次期計画における成果指標の変更点」という資料を置かせていただいておりますので、ご覧ください。また、本日オンラインでご参加いただいている委員の皆様については、画面共有にてお示しいたしますので、ご確認いただければと思います。

現行計画と比較して新規が 11 件、削除が 12 件となっております。新規に掲げた成果指標としては、「新規」と書かれたグレーに塗られていない部分、こちらになっております。新計画に新たに盛り込んだ内容に関連した指標を中心に追加をしております。

逆に、今回、削除するものは、5 年前の設定時からおおむね目標が達成された、あるいは目標達成が見込まれるものなどです。

なお、継続となる成果指標や目標値などの詳細は、資料第 1－2 号「新規計画における成果指標（案）」に記載しておりますので、ご覧ください。

こちらの説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。それでは、まず、施策の方向性に対する目標と成果指標について、資料第 1－1 号、資料第 1－2 号及び参考資料で説明をいただきました。この後、ご意見を伺ってまいりたいと存じます。

それでは、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

特にないですか。よろしいですか。

よろしければ次に進めてしまって、それでまとめてということでもよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

資料第 1－1 号の 7 ページ以降ですね。「計画事業とその考え方」、それに合わせまして資料第 1－3 号についても、まず、事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いま

す。

熊倉課長：それでは、次に「計画事業とその考え方」について説明いたします。もう一度資料第1－1号をご覧ください。先ほどの続きですね。7ページから、こちらが「計画事業とその考え方」について記載している箇所となっております。

大項目のⅠからⅣごとに考え方をまとめた説明文と、それに紐づく事業、その事業概要を掲載しております。説明文につきましては、事業者が作成した文章に、一部、事務局が手を加えた案文で、次回第4回の会議でお示しする計画の中間まとめの作成に向けて、委員の皆様からのご意見を伺いながら、修正を加えていきたいと考えております。

中ほどに四角い枠で囲った部分が、昨年、実施いたしました実態調査、こちらなどから現状や課題等をグラフ化し、説明文と合わせて掲載することを考えております。現時点では、参考文章として掲載をしております。

各事業と事業概要については、おおむね現行計画の事業と事業概要を踏襲しておりますが、新規に追加した事業、一部表現を変更した事業、他の事業に内包して削除した事業、こちらがございます。

なお、事業番号につきましては、現時点では現行計画上の番号を記載しております。次回の中間まとめの際には、改めて事業番号を整理して記載する予定です。また、新規事業については「新規」と記載しております。

新規に掲載した計画事業として主なものは、12ページの防犯リテラシー啓発事業です。これは新規の小項目、関係機関、団体等を通じた大学生、若年層へのSNS等による情報発信とメディアリテラシーの推進に紐づく事業として、新たに位置づけるものです。加えて38ページ、こちらの「女性の健康課題に関する啓発の実施」は、新規の小項目「仕事と健康課題の両立支援」に紐づく事業として、新たに位置づけるものです。

また、34ページから35ページ、「民間団体等との協働による事業の実施」、「女性ほほえみ支援ネットワーク事業協議会の運営」、「女性相談支援員等の支援力の向上」は、いずれも困難女性支援基本計画に関する事業として、新たに位置づけるものとなっております。

なお、体系に紐づく事業の一覧については、資料1－3号に整理しておりますので、こちらも参考にご覧ください。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。それでは、「計画事業とその考え方」について、資料第1－1、それから第1－3で説明がありましたけれども、大項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの説明文

のところについて、量が多いので、各項目ごとに少しずつ時間を区切ってということで、確認をいただくということにしたいと思います。

そうしますと、まず、大項目Ⅰですね。7ページから19ページ、「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進」という、この第Ⅰ項目のところですね。

じゃあ、ここに関しまして、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思います。「計画事業とその考え方について」です。よろしいでしょうか。

では、大項目Ⅰにつきまして、ご意見をお願いいたします。

藤井委員どうぞ。

藤井委員：藤井です。まず、質問からよろしいでしょうか。

全体に関わることで。これって、まず、出来上がりの計画と比べると、ほぼ、この分量とかは変わらなくて、ここにグラフが加わって完成するということですか。ほぼ、形と書きたい内容としても、あらあら完成版ということでしょうか。

熊倉課長：ありがとうございます。そうですね、おっしゃるとおり、中間まとめの冊子の体裁をイメージして、このような形で記載しておりますので、基本的にはこの内容で、これに近い形で記載をしております。

四角で囲った部分の、文章で記載しているところにグラフですとか、去年実施した区民調査から見えた課題等を、より見えやすくするような形で掲載することを予定しています。

藤井委員：ありがとうございます。区民調査と、あとは毎年の推進状況評価の結果を踏まえて作られていると思うんですけど、区民の皆様とかにご説明するに当たって、大きな課題とか、それを受けてどういう計画になっていますよというご説明になるのでしょうか。教えてくださいませんか。

熊倉課長：こちらの説明の文章から見えてくるところで、前段で説明をしているところを受けての課題という扱いでこの部分を説明しようというふうに考えておりますので、説明する際には、こちらの課題が何を表しているものかというのを、きちんと区民の皆様に分かるように説明したいと考えております。

藤井委員：ありがとうございます。今回その指標とかを見てみると、恐らく文京区を取組としては、こちらが何人へリーチしたとか、そういうことじゃなくて、具体的に効果が出ているかという、そういう指標に変えていっているんだなということは読み取れるんです。

だけど、今までこの5年間で、やっぱりここが足りなかったからここを重点にしたいよね

みたいなことが、今、もしあったら知りたいなと思って、聞きました。

熊倉課長：やはり区民調査から見えた課題としては、私どもも、徐々に改善に向かっているところでは、意識としては持っていますけれども、まだ、その意識が何とも、実績とか形に見えたところに表れていないとか、実際は、皆さんの調査の中で、こういうふうになっていくのが男女平等参画の推進としては必要なんだという意識はあったとしても、それがまだ実生活に、なかなか現れてきていないとか、そういったところは課題として持っておりますので、そういったところをより分かるように、ここに説明をしたというところで、書いているものになります。

藤井委員：分かりました。ありがとうございます。

内海崎会長：よろしいでしょうか。そのほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

千代委員：すみません。千代です。

内海崎会長：千代委員ですね。どうぞ。

千代委員：すみません。8ページの5番目なのですが、「性教育の充実」があるんですが、ここに文京モデルとして「包括的性教育」って、一文が入らないかなと思うんですけれども。皆さん、すごく待っていらっしゃるということが、いろいろ感じることができましたので、お願いします。

内海崎会長：事務局いかがですか。包括的性教育ですね。

熊倉課長：こちらの包括的性教育に関しましては、こちらの計画事業の所管としては教育指導課というところで、教育委員会が実施している事業の中で、この部分をどのように進めているかという記載になっています。今、委員おっしゃられた包括的性教育に関しましては、教育委員会とも話をしている中で、教育指導要領等との関連で、まだ議論がこれからと聞いておりますので、現状は、まだここに入れる段階ではないのかなというふうに考えております。

ただ、一方で、その部分につきましては、私ども総務部としては非常に重要というふうに考えていまして、昨年ですけれども、包括的性教育に関連した講師の方をお呼びして講演をやったりとか、そういった取組はしておりますので、そういった啓発については、引き続き実施をしていきたいというふうに考えています。

内海崎会長：千代委員どうぞ。

千代委員：ありがとうございます。これは5年先の計画なわけですね。それなので、やっぱり、そこに新しく文京区として、本当に入ればいいなと思っていますので、よろしくお願い

いたします。

内海崎会長：はい。

原委員は、この件に関してでしょうか。はい。

じゃあ、原委員、先にどうぞ。

原委員：すみません。一言付け加えたいのですけど。私も全く今、同じご提案をしようと考えていましたので。

性教育といっても、中身を見ると、本当に包括的なものを目指しておられるというのが分かるので、性被害、性自認、性的指向なんかは、いわゆるかつての性教育よりもずっと幅が広がっていくと思いますので、ここはやはり、包括的という言葉を入れる方向で、いつのタイミングできちんと入れられるかは、そちらのお考えもあると思いますので是非、お願いしたいということです。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、小川委員どうぞ。

小川委員：小川です。

今、この同じ場所になりますけれども、所管が教育指導課のみとなっているところがほとんどなんですが、全体的な話として、今の性教育の話を、指導課のほうから教員のほうにというのは、当然、行われると思いますけれども、それって、ソフトの面がしっかりはできると思うんですが、ただ、それを実施するに当たって、例えばテキストを買うとか、資材を買わなきゃいけないとなると、これ、指導課の案件ではなくて、今回、文京区のほうも教育委員会の中で、今までは学務課というところが一手に担っていたものが、施設と学務と分かれて、いろいろと細分化が図られているわけですね。

そうになると、例えば、そういったものを購入するに当たっての費用負担というのがきちっと行われるか。要は、ハード面の整備というのが行われているかどうかということも関連してくると思うんですね。そうすると確認せざるを得ない所管が指導課のみではなく、やはり、その案件に関しては学務だったりとか、場合によっては、ほかのところ、総務になるのかちょっと分かりませんが、そこも当然、含めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は今後、盛り込んでいく予定はありますか。

内海崎会長：事務局いかがでしょうか。

熊倉課長：こちら計画事業、あくまでも主立ったというか、そういったところのソフト面で対

応していく所管として、教育指導課という記載になっているというところなので、当然、今、小川委員からお話があったように、その実施に当たっては、様々な関係所管のほうの連携も必要になってくると思いますので、その辺りは、教育指導課をまず通じてにはなるかもしれないのですが、教育委員会全体の連絡事項として申し送りをさせていただいて、しかるべき記載の仕方等が、もし出てきた場合は、改めてまたご相談していきたいと思っております。

内海崎会長：小川委員、どうぞ。

小川委員：ありがとうございます。文字として、ちゃんと課を書しておくというのは大事なのかなと思ったので、是非、ちょっとご検討いただければと思いました。

以上です。

内海崎会長：事務局いかがでしょう。よろしいですか。

熊倉課長：今いただいたご意見ですね。こちら、おっしゃるとおりの部分はございますので、その辺りはきちんと、まずは教育委員会のほうに申し送りをして、記載の仕方については、そちらとも相談しながら進めていきたいと思っております。

内海崎会長：はい。

すみません、一言だけ。原委員がおっしゃっていたことも含めて、包括的性教育は、この（１）の中に、「幼少期からの教育の場における学びの機会の提供」ということなんですね。そうしますと、包括的性教育って、本当に0歳からあるわけです。それが学校教育を管轄する指導課のみで、果たして可能なのかということが第1点あります。

それを見ていきますと、例えば、幼児保育課ですとか、先ほど小川委員が発言なさった教育総務課ですとか、あるいは、教育センターや児童館というのもありますよね。こちらが全て包括的性教育という概念を採用するのであれば、そのような広がりを見せた事業である必要が、多分あるんだろうと思います。

ですので、教育指導課がこの包括的性教育を入れたくないのは、学習指導要領のはじめ規定があるからで、それは重々承知しております。しかしながら、それを十分承知した上で、いや、そうではなくて、文京区では包括的性教育を入れていくんだという。それは、この基本計画の中で重要な位置づけにあるんだということを示す、そういう意味で、多分、お三方の発言があったのではないかというふうに思っておりますので、今ここに至って、事業の中身について申し上げるのは、大変申し訳ないんですが、可能な限り5年後には、この包括的性教育は、どの区でもやっぱりやっておけばよかった、入れておけばよかったということになるはずですし、していかなければいけないというふうに思っておりますので、是非、この

文言が意味することを含めて、少し、お考えいただくとか、工夫して何とかお願いしたいなというふうに感じている所存です。

すみません。司会なんですけれども。

よろしいでしょうか。森委員どうぞ。

森委員：森です。

(1) の4番目に、理数教育の言葉があるので、私も関係ありますから、少し。

例えば、推進計画のデータのほうに、学校基本調査の統計がありますよね。あれもよく、頻繁じゃないんですけど、時々ま見えていますけど、自分でグラフを作ったりね。あれ、全国平均なんですよ。それで、やっぱり理工系、大学の進学ということだけを掲載されているんですが、そういうデータが非常に、20年前、今でもそうですけど、低いというのがあって、理工系ですね。特に、だから国家試験に裏打ちされていない理工系。医学部は多いんですけど、女子はね。

そういうのがあまり伸びない。で、そういうことに関して、学会の連合体は、29年間にわたって、やっぱり、どういうイベント、ここに書いてあるような機会というんですよ。ここに「教育の場における学びの機会の提供」の機会は、どんな機会がいいのかとか、どんな機会が効果的なのかというのは、試行錯誤してきたところです。

それから、そこに集まった中高生に話を聞いたときに、都市圏とそれから大都市圏を離れるに従って、やっぱり周りにいる保護者の、女子が理工系に進学するということに対する理解が非常に傾斜があるというんですかね。離れれば離れるほど、30年前のような発言がいまだに残っていると。

それで、都市圏というと、文京区は恐らく、平均から考えると非常に高いんじゃないかなと前から思います。

だから、この次のステップがあって、それで、そこが、例えば文京区のような「文の京」と言われているんですよ。で、理工系を抱えている大学が多いですよ。で、いろんな大学が、やはり、女子学生の割合を増やすというので、非常にエネルギーを注入してやっているというのをよく聞きます。

だから、例えば、進学の機会の中で、機会ってどんな機会なのか。で、従来だったら、恐らく学ぶことの内容を紹介する。そのことさえも、あまり普及されていなかったんだけど、その次のステップにキャリアプランのイベントが必要なんじゃないかという試みを、やっぱり理工系の学会連合体は試行してきました。キャリアプラン、キャリアイベントですよ。

それは、例えば、よくありがちなイベントは、非常に活躍している人に来ていただいて話す。で、もちろん、ああいう人になりたいなというのはあるんだけど、こういう意見もあるんですよ。あれは、あの人だからなれたんでしょうという。逆に、あんまりすばらしい人を呼んでくると、私は無理、ということもあったりするので、やっぱり、それぞれに合ったキャリアプランということがどうかというイベントに、文京区なんかは移っていてもいいんじゃないかなとは思いますがね。

ただ、それをやるには、やっぱり、何かデータが要りますよね。文京区が進んでいるというね。

だから、やはり20年ぐらい前は、総じて非常に共通の問題があったんだけど、首都圏というか、特に23区の辺り、やはり保護者の考え方は非常に変わってきたというふうに、個別ケースで思います。

活躍している人を講師として呼ぶことはありますが、一部の人の参考にはなるかもしれないけれど、より多くの人のキャリアプランにはならない可能性もあるので、もっと社会情勢を考慮して、個別に考えていくということが必要かと思えますね。

文京区は、こういう理工系進学には進んでいるというデータって、何か示せるといいなというふうには、前々から思っていました。特殊なケースかもしれないけど、文京区が進んでいるんじゃないかなと。だとすると、次のステップとしてのこの機会というのは、やってみてもいいかなというふうには思いましたね。そろそろ進化する時期かなというふうには思いました。感想といいますか、学生に来ていただく側の立場から、都市と、都市から離れるにつれて大きな差があるなというのは、実感として思っています。

以上です。

内海崎会長：いかがでしょう。ただ、これ、あれですね。数字がないですね。私も、ないと思います。学校基本調査はよく見るので、おっしゃるとおりだと思いますので、もし考えたら、よく大学、特に女子大がやっているのは、キャリア教育と結びつけての、つまり理工系にイメージできるようなキャリア形成って、どういうことがあるかということを示すという可能性はあるかなというふうに思います。感想ということなので。よろしいですか。

森委員：はい。

内海崎会長：焼家委員、どうぞ。

焼家副会長：ちょっと話が変わりますけれども、先般ネパールで土石流や洪水の災害がありましたので、UN Womenも、「ジェンダー・アラート」というのを発出しました。これ

で、17ページにもあるジェンダー平等の視点に立った防災対策の推進ということで、やはりジェンダー平等と、あと「女性・平和・安全保障（WPS）」の視点に立った災害時対応というのが、非常に重要で、今回入っているのは非常に良いと思った次第です。

それで、ネパールの教訓で、やはり避難所では、女性や性的マイノリティの方に対する暴力、ハラスメントとか、性暴力があったということが確認されていまして、トランスジェンダーの人が避難所で安全を感じられなかったということが報告されています。

また、災害時の負担や復旧への影響というのが、平時から存在する不平等が増幅されているということが示されています。ですから、やはり無償ケア労働の大部分を背負っている女性とかが、さらに負担が増加する可能性というのもありますので、そういった平時からの不平等が、災害時、また復興にもかなり影響してくるということもありますので、やはり女性や性的マイノリティ、そういった方に対する配慮は、すごく重要だということが、1点申し上げたいと思います。

また、地域の女性や女性主導団体との、やはり協力というのが非常に大きな効果を上げるということもありますので、その辺も重要なのかなということと、あと、多様な人が情報や支援にアクセスできる仕組みというの、非常に重要だと思っています。ですから、情報提供や相談、登録の方法も多様化すると、そういったことも重要だということも申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

内海崎会長：ありがとうございます。ご指摘いただいた点は、十分、事務局もご承知おきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、藤井委員のほうから。

藤井委員：すみません。内容について、三つぐらい、意見を言わせていただきたいんですけれど。

まず、9ページの理工系分野で活躍する女性の人材育成で、何で女性が理工系にいないかやいけないかという、多様な視点が必要だから、で、そのために、実際、女性が少ないので、国際的に見ても少ないから参画を促すためと書いてあるんだけど、その参画を促すこと、それ自体が目標なのか、ちょっと書きぶりが引っかかったのと、あと、その理工系分野に対する興味、関心、理解を向上させることだけじゃなくて、多分、少ないのは、やっぱりその先のキャリアプランが描けないこととか、よく言われているのは親の意識でどうしても進めないとか、そういうこととかだと思うんで、そこへの働きかけがないんじゃないかと、まず思

っています。

あと、それに対してなので、8番と9番は、多分ここではなくて全般的なことかなとも思っていて、なので、むしろ、その前の幼少期からとか、生涯学習におけるとか、そういう男女平等参画の推進なのかなと思うので、ちょっと、その整理をし直していただいたほうがいいように、私は感じています。まず1点目です。

内海崎会長：事務局いかがですか。

熊倉課長：9ページの部分でございますけれども、理工系分野で活躍する女性の人材育成というところで、先ほどからキャリア形成のお話とかが出ておりますので、そういった視点が当然必要だというふうには事務局としても認識はしていますので、そういったところ、こちらの書きぶりの中でどこまで書けるかというところは、考えないといけないんですけれども、そういった視点は持っているという見せ方で、所管課等ともお話しできればというふうに思っております。

藤井委員：ありがとうございます。あと2点ありました。すみません、続けますね。

13ページなんですけど、「性の多様性に関する理解促進」の事業番号20番のところで、このパートナーシップ宣誓制度について周知・促進を図るところです。

文京区、これ、取り入れるのは早かったんですけど、その後、改善というか、中身が変わっているのでしょうか。何か内容として十分なのかという点の見直しも含めて行ったほうがいいのかなと、何となく思っているんですけど。

熊倉課長：こちらのパートナーシップ宣誓制度につきましては、令和2年の4月から、文京区のほうでも始まった制度になっていまして、毎年、宣誓をされる方が、今年度においてもいらっしゃると思います。このサービス内容ですとか、制度の拡大につきましては、このパートナーシップ宣誓制度を用いて、受けられる各種行政サービスが拡大しているとか、そういったところ、関係所管のほうにも働きかけを行いながら、徐々に広がりを見せつつ見せているような印象です。制度そのものが拡大するというよりは、それに基づいて行政サービス、使えるサービスが増えているというところになりますので、そういったところも、引き続き関係所管にも働きかけをしていきたいと思っております。

藤井委員：分かりました。ありがとうございます。ちょっと、ここ多分、私も今言っているけど、十分にいろんなところの比較とか、どの区がこれぐらいの要件だということを知っているわけじゃないんですけど、少し身近な当事者から話を聞く機会があったので疑問に思ったということで、進めていただいているのであれば、いいと思いました。

一旦終わりにします。

内海崎会長：それでは、一旦、千代委員、手が挙がりましたので、どうぞ。

千代委員：千代です。

9 ページの9 番、ジェンダーに関することなんですが、8 月に「ジェンダーこども教室」というのを初めて行いました。そこで分かったことは、参加人数はちょっと少なかったんですけれども、本当にここ、幼少期からの教育の場におけるというのがありますので、そういういい資料は男女平等センターエガリテにはあるんですけれども、例えばパワポで分かりやすい資料があつたりして幼少期から見ていただいたり、あと、かるたとか、ゲームとかでできるジェンダー教育って、本当に小さいうちからできるんだなと思いましたので、是非、ご提案したいと思います。とても資料的には作るのはすごく大変なんですよ。大人目線で全部作っていますので。なので、小さいときから分かりやすい、パワポとかできていたらいいなと思いましたので、是非、ここに、資料の中にそういう目で見るとつを入れていただければいいなと思いました。

以上です。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

熊倉課長：こちらのジェンダーこども教室につきましては、私も参加させていただいて、参加された親子の方の様子ですとか、そういったところを拝見いたしました。非常に、やっぱり、こういった男女平等参画の部分ですね、改めて考えますと、若い世代のうちから、ふだん、こういうことってあるかというような聞き方で、ふとしたその生活の中で感じていること、こどもの目線でも、あれっということが幾つかやっぱりあるんだなというのは、私も、そこに参加して気づいたところになりますので、そういったところまず気付くということが大事かなというふうに考えますので、そういった資料の中でも、こどもが見やすい資料とか、そういったところについては、その視点で、やっぱり私どもも進めていくべきというふうに考えていますので、その辺は、男女平等センターエガリテの指定管理者のほうとも話をしながら、どういったことが、より効果が出やすいのかというところは、話し合いをしていながら進めていきたいと思っております。

内海崎会長：ありがとうございます。ジェンダー平等保育の教材、資料、かなり作成されておりますので、そういうNPOもありますので、あるいは、実際にそういう保育に取り組んでいる、実践している保育園もありますので、ちょっと調べていただいて、たしか文京区にもあったように思いますので、確認していただけるといいかなと思います。

それでは、じゃあ、最後に、すみません。はい、お願いします。

藤田委員：申し訳ありません。感想ベースになってしまうところもあるんですけど。

まず一つ、12ページの中項目2の(3)の部分について、防犯リテラシー啓発事業が新規で上がっていること、とてもすばらしいことだなというふうに思っておりまして、ただ、中高生の防犯課題というのは、単なるネットトラブルというところよりも、SNSを通じた性的搾取とか、デートDVみたいなものも、最近、非常に増えているというふう実感しておりますので、是非、この防災危機管理課の単独事業だけではなくて、教育指導課だったり、総務課の性教育だったり、下にありますけどメディアリテラシー育成みたいなところと連携して、ジェンダー人権の視点が組み込まれたプログラムになるようになっていければいいのかなというふうに感じているところです。

ちょっと変わりました、13ページのところですかね。こちらも新規で上がっております、当事者等による相談場所や交流機会の提供みたいなところで、資料1-3のところの計画事業の結びつきを見ますと、「性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供」というところで一つだけ挙がっておりますが、何かこれが、より幅広い意味合いでアプローチされる事業になればよいなというふうに思っておりまして、私は、ふだん若者支援の現場におりますけれども、多様な世代が交わるような場所になっていくということも、ひとつ大きな価値がありますし、特定の課題にアプローチするような事業みたいなものも、特に若者に関しては課題感だったりとか、課題の出口設計みたいなところが大きく異なってくるところがありますので、何か若者にフィーチャーした事業であったりとか、あと交流の場所、相談の場所というところだけではなくて、最近、非交流型の居場所施設みたいなところも、必要性が語られている文脈もありますので、是非、ご検討いただけたらと思っております。

ごめんなさい、あと二つほど、すごく感想になってしまうんですが。

先ほど焼家委員がおっしゃっていたお話にもつながるところですが。私、今般、3週間ほど熊本地震の被災地に行かせていただきまして、母子避難所の運営に携わらせていただきまして、とてもニーズが高く、ただ、2次避難所として設置するというベースが、非常に大きいかと思うんですが。2次避難所となると、多様な人がそこにアクセスするというところがなかなか難しい点もありますので、より広範な方にサービスが届くような設計になっていければと思っているところです。

最後、ちょっと細かいところで恐縮なんですけど、ご質問として、最初の資料1-2のKPIのところになるんですが、資料1-2の1ページ目の大項目1の中事業3番のSOGI、

L G B Tの認知度に関して、今回の新規計画の目標値が、令和13年度まで40%、90%とある中で、S O G I 40%が、この間のL G B T理解増進法であったりとか、あとは、この社会の変革みたいなのを受けて、ちょっと消極的なんじゃないかなという気持ちがありますが、何か、この辺りご意見があれば伺いたいなというところです。

すみません。以上です。

内海崎会長：事務局いかがですか。特に最後のご質問のところですね。

熊倉課長：はい。こちらですね、新規計画における成果指標のところのS O G I、L G B Tの認知度というところになります。こちら資料1－2号のところで、現行計画の目標値と、こちらについては同じ形で、次回の計画についても掲載を予定しているというところになります。

現状値としては、資料、ご覧のとおりなんですけれども、徐々にその認識は上がってきているというところはあるものの、こちらの数値について、これをどこまで高めるかというのは、なかなか難しいところなのかなというふうに思っております。現状、この状況を見ながら、5年後をどこまで持っていくかというところに当てると、事務局としては、この辺りで現行計画どおりのところで記載をしていくのがよろしいのかなというふうに考えた次第でございます。

内海崎会長：はい。ということだそうです。

大変申し訳ありません、時間が限られておりまして、あと15分で他の3項目をやらなければいけないということで申し訳ありませんが、大項目の2ですね。こちらに関して、ご質問、ご意見をいただきたいんですが、端的なご質問ということで、なるべくコンパクトにご発言をお願いできればと思います。

では、大項目Ⅱですね。20ページからになりますね。「あらゆる人の職業生活における活躍の推進」ということで、20ページから28ページまでです。

それでは、特にないようでしたら、Ⅲのほうに入りまして、必要に応じて、またⅡに戻りますので。

第Ⅲ項目ですね。「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と体の健康の支援」は、29ページから38ページまでになりますね。第Ⅱ項目、第Ⅲ項目どちらでも結構ですので、お気づきになったところからお願いいたします。

焼家副会長：一つだけ。こういうハラスメントとか、性暴力、いろんなことに対する相談体制を強化するというのは、非常に重要だと思っています。それとともに、この相談体制という

か窓口があるというのを周知するのも、非常に重要だと思っております。なぜかといいますと、UN Womenは国連ですので、個々の何か性暴力、日本での事件に対して相談したり、カウンセリングをするということは、国際機関としては、マンデートといいますか、できないんですね。そういう職員もおりませんので、区、やはり自治体がそういった専門家、カウンセラーなどでご対応いただくことだと思っているんですが、何せ、ここに事務所があるものですから、結構、相談をしたい人が、結構、当事務所に来られるんですね。ですから、そのたびに、文京区の専門的な相談物とかを案内できればいいなと思うんですが、どこを紹介すればいいのか分からないというのを、私どもは感じたというのと、多分、皆さん知らないのかなと思うのでそういう相談体制とか、窓口があるんでしたら、そういうのもしっかり周知するというのも同時に、重要だと思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。事務局いかがですか。

坂田課長：生活福祉課長をしております坂田と申します。

今のご指摘ですね、まさに、このほほえみ支援ネットワーク事業の中でも、やっぱり周知啓発というのが非常に重要だということで、課題として捉えて、また啓発物等も作成して、カードなどをこの協議会の中で、内容もちょうと検討していただいて作って、配布しているところです。なかなか、まだ、そういった支援を必要としている女性の方々に、本当に届いているのかどうかというところで、こういった周知啓発活動を、さらに力を入れていこうということで、取り組んでいるところでございます。

また、相談の窓口ということですが、文京区では、「BUNKYOつながる相談窓口」といいまして、女性相談に限らず、福祉ですとか、保健衛生部ですとか、あと子育て関係とかですね。そういったところで相談窓口に一旦つながると、それを後で各部署のほうで連携して、必要な部署に紹介ですとか、連携を取るというような取組も、昨年度から行っておりますので、そういったところ、もし、ここというふうにピンポイントで、なかなかつながるということが難しい場合もありますので、何か、どこか福祉ですとか、子育てですとか、そういった保健衛生の部分で、相談窓口にご相談いただければ、ほかの部署に取り次いでいただけるような取組も行っておりますので、その辺りも、今後、周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。

内海崎会長：よろしいでしょうか。今、副会長の焼家委員がご指摘いただいた情報の提供という窓口を知っていただく、これはもう、大分前からいろいろ苦労して情報発信しても、な

なかなか届きにくいという現状があって、どうも打破できない課題の一つかなというふうにいるんですね。

どうでしょうね、情報発信について何かアイデアがほかにあれば、ちょっと検討を。この辺り、やっぱり、非常に知っていただくことが、まず知ることなんですけど、それが伝わっていないというのがありますよね。引き続き、ちょっと検討してみたいと思いますが。

この情報発信に関して何かご意見というか、それこそ情報をお持ちの方がいらしたら、少しお知恵を拝借できればと思いますが、いかがでしょうか。

森委員どうぞ。

森委員：個別の対応はしないというのは、初めて分かったという立場ですが、それでも、じゃあ世界はどう動いているのかというのは、文京区ではなくて、それはUN Womenに聞いたほうが、世界の本当に動向が分かるということで、そうすると、ちょっとUN Womenのホームページを見て、恐らく今どきですから、探すのでしょーね、困っている。そうすると、UN Women東京オフィスが出てくるかもしれないですけど、ここの、あそこの1階の扉もそうなんですけど、何か、ご案内があればいいんじゃないかなと。ここのオフィスは、こういうのを、貼っているんですかね。

焼家副会長：はい。貼っているんですけど、建物の1階のご案内に貼るわけにいかないの、それは文京区のほうでお願いしたいと思います。

森委員：貼ってあるんですね。

焼家副会長：実際のここの窓口に相談してくださいというのも貼ってなくて、それはUN Womenが貼るわけにはいかないの、当方の活動範囲を超えておりますので、そこは文京区のほうでお願いしたいと思います。

森委員：じゃあ文京区が立て看を持ってきて、あのドアの近くに……

焼家副会長：国連として個別の案件に対応するわけではないので、自治体のほうで、UN Womenの前に貼るのではなくて、そこは文京区のほうでご対応して考えていただけたらと思います。

森委員：行く人は、ドアの前まで行きますよね。

窓口に来て、ぱっと見たら個別の案件は5階にどうぞとか、17階にどうぞとか。

内海崎会長：それは文京区での対応を考えていただければいいことなので。

焼家副会長：UN Womenの前に貼るのではなくて、文京区のほうで分かりやすいように立てていただければと思っております。

森委員：私は、できた頃に行って、個別の案件は扱わないんだと、行って初めて知ったので。

焼家副会長：それはUN Womenだけではなくて国連機関が全て日本での個別の案件、犯罪やその他様々なことに対して、それは対応できないという国際機関の取り決めがあるということなんです。

森委員：そういうことも知ると、一つ勉強になるかなと思うので、ご案内を出したらどうですか。

内海崎会長：じゃあ、それはUN Womenの前に立て看板を立てるかどうかは、ちょっとさておきまして、情報発信のほうを工夫していただくということによろしいですね。

熊倉課長：よろしいですか。一応、1階のところに総合案内の窓口がありまして、そちらで、例えば相談に来られた方が、こういう用件で来たときにはご案内することはあるというふうには聞いているんですけども、施設の都合上、その案内看板をどこに置くかとか、そういったハード面の制約は一定あるところですので、そういったところの周知につきましては、今後、施設の管理のする部門等とも検討しなければいけないというふうに考えております。

内海崎会長：ありがとうございます。

藤井委員、手が挙がっていましたね。

藤井委員：少し関連するような気がするので、お話しさせてもらうんですけど。こことは別に、私のほかの仕事で、助成団体みたいな資金提供をする側のNPOを採択して、資金を提供するような活動に関わっておりまして、そのときに、やっぱり、どうしても資金提供側が立場上、優位に立ちやすいという自覚をこちらが持っているので、しないように、結構、契約書でがちがちに、こちらもしません、こちらもしないでねということを、やっぱり契約の段階で入れ込むとか、そういう団体に対して研修を行う。あるいは、こちらとしても窓口、もちろん開いて、匿名でできるようなものを用意してということを経初に入れ込むとか、そういうことをしています。

何かやっぱり、考えると、今のハラスメントの相談に来る方、いろんな立場があると思います。でも、区の事業に関わって採択を受ける立場の方で、やっぱり、ちょっと嫌な思いをすることとかも想像しやすいことではあるので、何かそういう仕組み的に、構造的な差別が起きやすいところを見て手当をする方法というのはあるんじゃないかなと思ったので、いちアイデアとしてお伝えします。

内海崎会長：ありがとうございます。

はい、どうぞ。藤田委員。

藤田委員：すみません。細かいところで、私、ふだん文京区の青少年プラザ b - l a b におりますけれども、ふだん、遊びに来た中高生たちとユースワーカーが関係を構築していく中で、全く見えてこなかった親からの暴力だったりとか、パートナーとのDVだったりとかというところを相談されるという流れから、警察だったり、児相に連携するという流れが、最近結構多くあります。

やっぱり、その相談というハードルが、なかなか高い人たちも多いかなというふうに思いますので。今般、若者の居場所、19歳から39歳まで居場所、「B u n k y o N i g h t Y o u t h L o u n g e」みたいなものもできましたし、既存の社会教育施設であったり、コミュニティみたいなものもあるかと思いますので、そういうところにアウトリーチできるとよいのかなというふうに思いました。

内海崎会長：今のご提案、私も学生から聞いたことがありまして、そういった形のほうが、相談というよりは、聞いていて実はそうだったと気づいて、その話をしていた相手が一緒になって、じゃあここに相談に行こうとか、ここに声をかけようとかということは見えていますので、やはり、そういうこともすごく重要だとすると、そういった場に、これは、もしかしたら暴力だったり、ハラスメントだったり、あるいはDVであったりということを気付くような、研修までいかなくても感覚を身につけていただくみたいな、意識を身につけていただくみたいな仕掛けは必要なのかなというふうに思いますので、それは少し考えていく必要があるかもしれませんね。

それでは、大変申し訳ありませんが、第Ⅳの大項目ですね。そちらのほうに移っていただきたいと思います。

ご意見をお願いできればと思います。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：これ、多分、課長だけでなく会長にも教えていただきたいんですけど、この庁内推進体制とかで、こちらの男女平等参画に係る会議のことは書いてあります。あと、最初のほうで政策方針決定過程で、審議会への女性割合と書いてあったんですけど、そもそも区の目標、職員の方に関わる管理職割合とか、政治に関わる議員とか区長に関わるとか、そういった部分というのは、全く計画では触れない、どこかほかの場所で触れているんですか。

内海崎会長：事務局、いかがですか。確かにそうですね、はい。

熊倉課長：こちらの庁内推進体制の中には、職員の管理職の割合ですとか、そういったところが入っておりませんので、例えば別の職員側のセクションであったりとか、そういったとこ

ろともお話をしながらという形にはなります。

この中には、ちょっと盛り込んでいないというところになります。

藤井委員：何か不思議な気はしていて。あと、毎年評価項目の中で、たしか男女の職員の方の休みの期間とか取得割合とかを取っていて、それに対応する計画は、どこかでありましたっけ。

何か多分、職員の方が働いているから「くるみん」的なものとかで事業者として、ほかの計画があるのかもしれないとも思いつつなんですけれど、ただ、政策方針決定過程といったら、審議会だけではないような気がしています。

内海崎会長：いかがでしょうか。この仕組みは、従前の計画を踏襲しているんですよね。

確かに、区の職員さんを対象としたりする様々な事業が、この前のいろいろな項目の中には見られるんですよね。なので、その点が、考えてみれば、こちらにも必要というか、入れてあっても、例えば再掲であっていいのかなという。

はい、どうぞ。

熊倉課長：こちら、計画事業としては40ページの128番ですとか130番のほう、こちらのほうに所管課としては職員課という記載で書いておるところですけれども、区の職員に対する意識啓発ですとか、制度の普及・啓発という記載がございます。

この中で男性職員、女性職員、より働きやすい環境にしていくために取組を進めているところになりますので、そういったところの視点も、この計画では、中では計画事業にひもづくというところで見せているような見せ方になっています。

よろしいですか。

藤井委員：確かに、なるほど数字を見てみると、この、どこにつくんでしょう。成果指標の中では具体的な数字が挙げられているわけですね、この「係長級以上の女性の行政系職員」45%とか。この資料1－2号で拝見、4／4ページで拝見しております。

熊倉課長：今、お話いただきましたところ、指標のほうでも職員課が中心に作成しているものなんですけれども、別途、内部の計画、特定事業主の計画がありまして、その中で目標値というのを定めているというふうには確認をしておりますので、この目標成果も、そちらのほうの参考にして記載をしているところになりますので、今後、そういったところの情報も連携していきたいというふうに思っております。

藤井委員：分かりました。確認させてもらって、ありがとうございます。今の取組は、よく分かりました。

もう一回、戻って40ページの(3)のところで区職員への意識啓発、ジェンダー主流化及び人材育成と書いてあって、今のご説明を聞いて、もう一回読み直してみると、女性の割合が一定いること自体、意味があって、区民の方が男女半々、ほぼいる中で、やっぱり少ないじゃないかという問題意識、最終的に半々を目指すべきだ、みたいなところもあるから、数字ありきというか、もうちょっと、何で参画が必要なのかな、みたいなところもあると、計画として分かりやすいようには思いましたので、ご検討いただけたらと思います。

内海崎会長：事務局として、参照していただければと思います。

ほかに、いかがですか。大分、急いでご意見を伺いましたので抜けている部分もありますので、ちょっと、もうしばらく後、5分ぐらい延長というか、時間を取りたいと思いますが、IVは出しましたが、大項目のⅡと大項目のⅢにつきまして、改めて今、気づかれていることとかおありになりましたら、ご意見をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

宮田委員：宮田です。大項目Ⅱの60なんですけれども、ここに「育成室の整備」というふうになっておりまして、もともと文京区は、公設公営で全国で唯一「育成室」と呼んでいるんですけれども、待機児童の問題で数年前、大分社会問題化されまして、でも、町なかを見ると、かなり「育成室」の割合が増えてきたんですけれども、今現在の待機児童というのはいらっしゃるんですか、割合として。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

熊倉課長：育成室の整備というところで、児童課のところで記載をしている事業になります。こちらの待機児童、育成室の待機児童というのも、以前、保育園の待機児童がいた時代から、そちらのお子様たちが育成室に入ってきて、そこで待機児童が生まれているというのは、実態として所管のほうから聞いているところになります育成室の待機児童数ですよ。ちょっとお待ちください。

最新値を確認して、後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。

内海崎会長：小川委員、どうぞ。

小川委員：すみません、その件に関して、小川からです。

ふだん、ちょっと小学校、中学校のほうを見ているので、町会長をやっているんですけど、そっちもやっているんですけれども、今、ほぼ全校、放課後での児童預かりの整備というのが学校のほうでできています。

ある学校では、民間企業に委託をして、こどもたちの居場所を作っている、育成室もある、

いろんな形でそういう支援をしているので、今、待機という考えはないんじゃないかなと。

中学校なんかも、放課後学習支援というのを地域学校協働本部が行って整備をしているので、今、文京区というのは、もう、先駆け的にやっているので、小中学校における、特に育成室に関しては待機という状況はないと思います。

あと、民間のほうに相当行かれているこどもたちは多いというイメージはありますけれども、それがイコール公営のほうに入れていないという考えではないと思ってください。私が知っている限りの話です。

宮田委員：ありがとうございます。

内海崎会長：事務局、どうぞ。

熊倉課長：失礼いたしました。先ほどの育成室における待機児童数、こちら令和7年度4月1日現在の数字で披露させていただきますと、私も聞いた話だと、希望の育成室のほうに入れずに別のところで入っていて空くのを待っているという方もいらっしゃるということではあったんですけども、4月1日時点でどこにも入れていないお子様が74人いらっしゃるというふうには確認しております。

ただ、令和7年度4月1日現在の数字ですので、今年度、1年後たって、それがどうなっているかというのは、まだ確認ができておりません。

内海崎会長：ありがとうございました。

では、ほかにいかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

森委員：文京区に少しお伺いしたいんですけど、47番の保育園の。私、昨年まで10年ぐらい、こども園とか幼稚園とか保育所の責任者をやっていましたので、現場のことも多少、見聞きしてきたときに、かなり、この保育園とか保育所の期待が多い。たくさん、54番とか、55番、56番とかね。

それで、こういういろんな問題に保育所の先生たちが対応するのに、研修は十分できているのかなと。

これは、ここの問題ではなくて幼児保育課の問題かも分からないですけど、やはり先生たちが十分な研修をする余裕はあるかと。要するに、人員が十分いるかということですね。研修に行くということは抜けるわけだから、その補充、交代要員はいるかとか、何となく少なくなっていって、人を一生懸命回しているみたいな。あそこがすいているからこちらとかですね。

その辺りの研修の、載っていないですけどね。保育園とか、いろんな、こども園の「こども園化」とかありますけど、地域の保育、「地域子育てステーション事業」とかね。恐らくこういうのも保育園の先生が出てくるのかな、というふうに思うとすると、やはり十分研修することはあるのかなと。

人員がそのままで、保育園ってやっぱり、8月15日も平日だったら開きますから、区立はね。うちは大学、この12、13、14も開いていましたし、休みは土日だけだから。そうすると十分な研修がないと、やはり非常に質が落ちてしまうという。いろんな項目があるんだけどね、その辺りの。

研修は、ここの案件じゃないですね。

内海崎会長：事務局、どうぞ。

熊倉課長：そうですね、中の保育園の先生に対する研修の中身ですとか、そういったところには踏み込めていないところにはなりますけれども、今、森委員がおっしゃったように、待機児童数ではなくて、今度は保育への質を求められるというところが今、変わってきているというふうには所管のほうからも確認していますので、そういったところを踏まえて、相談機能の充実ですとか、そういった記載になっているのかなというふうに思っております。

森委員：ありがとうございます。以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは次の、審議事項の（2）に進みます。

文京区男女平等参画推進計画の令和7年度推進状況評価について、議題といたします。

今回は全部で12事業ある重点項目の中から、後半の6事業の審議をお願いします。また、時間が許す限りとなりますが、前回審議いただいた重点事項については、推進会議評価の文案を作成しておりますので、評価欄の記載についても審議していきたいと存じます。

本日も時間が非常にタイトですので、こちらについても事前に報告、送付されました資料を見ていただいていることを前提に、審議を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、できるだけ簡潔にご質問いただけますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、事業番号順に進めてまいりたいと思います。

初めに、事業番号39「男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施」についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

熊倉課長：それでは、資料第2号「文京区男女平等参画推進計画令和7年度評価について」を

ご覧ください。

前回に続きまして、事業番号３９の「男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施」についてご説明いたします。資料３６ページをご覧ください。

ぶんきょうプレパパ・ママ講座では、産後の女性の体やホルモンバランスに関する講座、総務課ダイバーシティ推進担当所管の事業では父子や男性向けの料理講座を実施いたしました。

また、総務課所管の事業のチラシにおかれましては、外食が多くなる男性ですとか、健康によい食事といった、目に留まる言葉を使うことで、家庭への意識が高い方以外にも参加してもらえるよう工夫をいたしました。

また、昨年度の評価にありました、世代や家族形態等の様々な状況に置かれていることを念頭にニーズ分析を行われたい、というご意見を踏まえまして、「パパッとパパごはん」では、アンケート結果から把握した参加者のニーズに沿った内容で実施をすることができた点も記載しております。

所管の評価は「３」としております。その理由として、取組が不十分だった点につきましては、前年度と比較して参加者数が減少した事業があることや、料理など体験型の事業では日程や定員等の関係で参加者が少人数に限定されてしまうことが挙げられます。

この点について、時間や場所、定員などの制約を受けにくい開催方法を採用して、参加者数の増加につなげることを課題としております。

また、あわせて事業テーマが料理に偏る傾向があるため、介護などの家庭生活の中で女性が担うケースが多い新たな分野に関する事業の企画についても検討いたします。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、事業番号３９「男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施」について、ご意見をお願いいたします。挙手をお願いします。

よろしいですか。特に。

では、次に進みますけれども、お気づきになりましたら、また、挙手していただいて、前に戻ることは、やぶさかではありませんので、お願いいたします。

次の重点項目ですね。事業番号７１「労働関係セミナーの実施」になりますけれども、こちら事業番号７８の「就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施」と関連しておりますので、まとめて事務局より説明をお願いいたします。

熊倉課長：それでは、事業番号 7 1「労働関係セミナーの実施」について、ご説明いたします。

資料は 3 9 ページをご覧ください。

引き続きオンライン開催など、事業者が参加しやすい開催方法を採用することで、ほとんどの事業で参加者数が増加しております。また、昨年度、ダイバーシティ推進の観点から、様々な状況に置かれている人に対して多様な働き方を周知することが重要というご意見があり、働き方改革推進セミナー相談会事業では、育児・介護休業法の改正の周知に加えて、近年増加傾向にあるメンタル不調に関する内容も取り上げたことで、多様な人材が働きやすい職場環境の創出に努めることができました。

また、昨年度、本事業が男女平等参画推進にどのように寄与しているのかが見えにくいというご意見もありましたが、創業支援セミナーにおいて、例年、女性の参加割合が高いことを踏まえ、女性起業家向けのテーマで実施をいたしました。

一方、参加者数が伸び悩んだ事業や、反対に申込者数が多い事業では受付が早期に終了してしまった事例もあることから、より効果的な事業となるよう、テーマによっては定員を増やすなどの運営方法や企画の工夫の必要性を記載しております。

これらから、所管の評価は「3」となっております。

また、共催事業の運営の都合上、女性の参加人数を把握することが難しい一方で、性別などの就職差別禁止に関する法令の周知を継続することで、男女平等参画に寄与することも記載をしております。

続きまして、事業番号 7 8「就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施」についてご説明いたします。資料は 4 3 ページになります。

こちらは女性の参加人数や採用人数の実績把握が継続的な課題となっておりますが、令和 7 年度、女性の採用実績の把握ができ、ミニ就職面接会では 1 3 人中 9 人、文の京若年者向け就職面接会では 3 人中 2 人が女性となり、女性の就労を促進することができました。また、アンケート結果からも、良好な実施結果であったことがうかがえました。所管による評価は「3」となっております。

取組が不十分だった点とその理由に関しては、事業の参加者数に伸び悩みが見られたため、参加者数の増加及び満足度の向上を今後の課題として記載をしております。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、最初に説明していただきました事業番号 7 1 ですね、「労働関係セミナーの実

施」について、ご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、事業番号78番の「就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施」について、こちらについてはいかがでしょう。ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、小川委員。

小川委員：すみません、小川です。質問させてください。

ハローワークとの連携とありますが、区のほうで最初の窓口ってあると思うんですけど、これはもう、先ほどの計画体系の中でも経済課が非常に多かったと思うんですが、経済課が窓口になるんですか。

熊倉課長：ありがとうございます。こちら、そうですね、こちらの窓口のほうは経済課になります。

小川委員：先ほどの計画体系に対しての、ちょっと意見になってしまうかもしれないんですけども、非常に経済課が多いですね、女性の就労に関してとか、いろいろと、これは相談窓口ですか。

ただ、昨年、私もちょっと感じたことになるんですけども、実際に保健衛生部とかいろんなところで女性向けの、例えば乳がんを体験した方とか社会復帰をしたい。就労したいんだけど短時間就労を行いたいけれども、という相談するのが、そこの部署でやっているんですね。経済課じゃないんですよ。

じゃあ、そこから経済課へ行って、経済課からハローワークへ行っているかというのも、これだと全く見えない状況にあるので、やはり、先ほどもちょっと計画体系の中で経済課が非常に名前を連ねていましたけど、区の中で全部いろいろと、もう一回見直すと、今、実際にその所管で、そういった支援を行っているところって山ほどあると思うので、きちんと連携すると、この数字って一気に上がるんじゃないかなと思うんですが。

特に今年も、また乳がんを体験された方が2回ほど、年度内のうちにそういうセミナーとか意見交換会というのをやるというのを、実施計画、この間、聞きましたので、その方々、やはり就労支援っていうのをすごく考えていらっしゃるという話は、いっぱい出ていたとは聞いていますので、是非、そこをしっかりと重点項目の中に今後入れられるのか、また、しっかり見ていくことができるかというのを検討いただきたいと思います。

内海崎会長：事務局、いかがでしょうか。

熊倉課長：ありがとうございます。こちらにつきましては、おっしゃるとおり、経済課だけが

対応する事業というか、そういった分野ではないというふうに認識はしていますので、当然、様々な関係所管のほうも巻き込んだ仕組みがつかれるように、ほかはどうかというところは経済課のほうにも申し送りをした上で、計画の中でも記載の仕方等も考えていきたいと思っています。

内海崎会長：よろしく願いいたします。

それでは、そのほかにご意見、いかがでしょうか。

では、次に移らせていただきます。

事業番号 83 番「DV 防止に向けた意識啓発の推進」についてです。

関連事業として、102 番の「セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進」と、まとめて説明をお願いいたします。

熊倉課長：それでは、まず、事業番号 83 番「DV 防止に向けた意識啓発の推進」について、ご説明いたします。資料は 45 ページをご覧ください。

男女平等センター相談室の SNS 相談について、区立中学校全生徒へ案内カードを配付するなど周知に力を入れたところ、これまで実績がほとんどなかった 10 代からの相談が増加し、全体の相談件数も増加いたしました。

また、デートDV 出前講座については、区立中学校 1 校の 3 年生全員と教職員を対象に実施をすることができました。

また、教職員への研修において、児童相談課の職員を講師とすることで、実務に即した研修を実施することができたことから、所管課の評価は「4」となっております。

こちらについて、相談事業やイベント、アウトリーチ型も含めた啓発事業など多様な事業を実施しており、全体的には目標が達成された状態にあると考えておりますが、令和 6 年度の推進会議評価でご意見をいただいた、大学におけるデートDV 出前講座については実施することができなかったため、周知方法を工夫し、区立小中学校だけではなく大学等へも実施対象を広げていくことを課題としております。

続きまして、事業番号 102 番「セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進」です。資料 48 ページをご覧ください。

文京区女性のエンパワーメント原則推進事業所について、文京ソコジカラサイトに登録している区内事業者へのメルマガ配信及びサイト掲載、雇用主向けの研修での積極的な働きか

けを行い、問合せが増加することで登録事業者が2件増加いたしました。

学校現場においては、児童・生徒への相談窓口の周知について、相談した後にどのような対応が取られるかを事前に情報として入手できる仕組みが重要というご意見をいただきましたので、「相談するとどうなるのか」がまとめられた参考資料を児童生徒へ配布し、安心安全な相談環境の創出につなげることができました。

これらから、所管による評価は「3」となりました。

取組が不十分だった点と、次年度の改善に向けた取組としては、女性のエンパワーメント原則推進事業所の登録について、大きなインセンティブの付与や手続の簡略化等、大幅な見直しを引き続きの研究課題としております。

また、性自認及び性的指向に関する対応研修については、一般職員及び企業研修の参加者数が伸び悩んでいるため、事業内容の再検討が必要であることが挙げられます。

また、学校における研修については、生活指導主事及び新任職員以外の職員等、学校全体に研修内容を広めることが必要なため、資料の提供などで受講者以外の教職員にも啓発を行うことを課題として記載をしております。

資料の説明は以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、まず、事業番号83番のほうですね、「DV防止に向けた意識啓発の推進」について、ご意見をお願いいたします。

小川委員、どうぞ。

小川委員：度々すみません、小川です。

ちょっと教えていただきたいんですが、83番の出前講座が第八中学校の事例が出ていますが、実際、10校中、第八中以外、何校か実施されたんですか。そういう数字というのは具体的にありますか。

熊倉課長：こちらのデートDV出前講座につきましては、実施した実績としては第八中の1校のみというふうになっております。

小川委員：ありがとうございます。それでは、これを、やはり、もっと増やしていくための工夫というのは、教育指導課、総務課だけじゃなく、何か区としての工夫をするに当たって、所管をもう少し増やす必要性があるのか。

例えばの話ですけれども、今日、お越しいただいていないですが、PTA連合会に促して、親子で参加するそういう講座を学校単位で実施しているところもあると思うんですよね。

そこで、こういうメニューなんかを入れていただくと、教員の負担というのは減るんじゃないかと。

ちょっと今、せっくなので教員の負担の話になりますけれども、102番のことなんかもどんどん進めていただきたいと思うんですが、その反面、学校のほうでは、特に文京区の場合は、教員の1か月の残業時間をとにかく少なくしましょうと。コミュニティスクールの配置というのも、学校単位でどんどん進んでいるので、その中で、それを一つの指標にして動いているんですね。

そうすると教員の負担というのを減らしていくとなれば、教員に対してのこういう研修を行うというのも、だんだん難しくなってくると。そうすると所管が必要、教員が必要じゃなくて、それを外部がしっかりと支援する体制というのを、区としてつくっていかないと、これら、幾ら一生懸命見ても、恐らく、絵に描いた餅で終わってしまう可能性が高いと思うので、そういったところも重点項目として、しっかりと入れていかなきゃいけないのかなと。

それが非常にいいなというふうに感じていただければ、コミュニティスクールをまだ導入していない学校なんかは、やりたいと思っていただけると思いますし、そこに通われる保護者も子どもたちも安心して学校に行けるような環境ができるんじゃないかと思うので、そういったところを少し考えていただけたらと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。いかがですか。

熊倉課長：ありがとうございます。こちらの、まず周知方法につきましては、学校全体の全体会の中で、この事業、デートDV出前講座についてご案内をさせていただいているところにはなりますけれども、それ以外に今、小川委員からお話がありましたけれども、PTAの全体会ですとか、そういったところの周知の可能性というところも、関係所管とも話をしながら広げていける部分については、考えていきたいというふうに思っております。

後半のお話につきましては、関係の教育委員会等とも申し送りをしながら、情報を共有していきたいというふうに思っております。

内海崎会長：ありがとうございます。小川委員、よろしいですか。

小川委員：はい。

内海崎会長：ちょっと付け加えさせていただいて、保護者ということでPTAということをおっしゃっていましたがけれども、デートDV講座に保護者が参加するというのは非常に重要なことかなというふうに思いましたし、最初の頃議論した包括的性教育ですね、これに関しま

しても、保護者の理解があると教育委員会も自信をもって進められるというか、一般に性教育を学校教育現場で実施する場合、事前に学校の中の教員間の共通理解プラス、保護者ですね。保護者に対して、こういった性教育を実施します、ということでアナウンスをするなり、あるいは性教育の場をオープンにして保護者に見学をしていただくなり、そういう仕掛けをしておきませんと、かなり反発が参ります。

したがいまして、今、例えばこのデートDV講座に保護者が参加することの場において、デートDV講座、背景にあるのは、やはり包括的性教育がきちんとなされていないということが構造上ありますので、その辺りも、少し広げた形で、いろんなところで救っていくというか、問題を。対応していくということもちょっとお考えいただくといいのかなというふうに、小川委員の発言を聞いていて思いましたので、ちょっと付け加えさせていただきます。

ほかに、ご意見、いかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：83番について申し上げます。

これ、多分評価できる点で、SNS相談は以前からやっていたけれど、周知方法を変えたので相談件数が増えたことと、10代からの相談につながったんですかね。増えたのが全部10代ということでは、さすがにない。どうなんだろう。

熊倉課長：全部という形ではないですけども、今までほとんどなかった10代からの相談が見られるようになったという記載になります。

全体として相談件数自体は、増えているという状況です。

藤井委員：ありがとうございます。一定の成果かなと思います。

あと、令和5年ののとかを見ると、相談件数自体は多いので、これ、SNS相談じゃないものとか、多分いろんな数字があるんですよ。これ、今、過去からのを読んでいて、毎回所管課による年度評価が「4」なんだけど、それは恐らく、周知をしていることに関して「4」、これを見た後に、次年度の計画をどうしているかなというのと、また、何か意識啓発するのが、先ほど藤田委員がおっしゃったみたいに、多分、若い方、お話をすると、それって実は被害に遭っているよ、みたいな状況があって気付くみたいなものもあると思うし、でも、じゃあ、本当に防ぐところまで行けているのかが見えないし、これだけやってきたなら、もう一段、次のところに行ってもいいのかなという感覚は持ちました。

内海崎会長：事務局、何かありますか。よろしいですか。

熊倉課長：こちらの相談件数というところは、数字として相談の件数は伸びているという実績

はあるんですけども、それをもって、その後、その先、その相談された方たちが改善に向かったかとか、そういったところの確認はできていないところになりますので、ちょっとそこは、どこまでできるかというところはあるんですけども、先ほど、生活福祉課長のお話にありましたとおり、様々な相談の窓口の連絡会議ですとか、そういった場面がありますので、そういったところで可能な、個人情報の関係はどこまでという制約はありますけれども、そういったところの共有ですとか、そういった事例の共有というのが可能な限りできるように、そことは連携を図っていきたいというふうに考えております。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、事業番号102番のほうですね。「セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進」について、ご意見をいただきたいと思います。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：藤井です。これ、ずっと私、気になっていて、102番の女性のエンパワーメント原則推進事業所というのが。見ると、ホームページで見ても、そういうところは、きちんと取り組んでいる、多分いい事業所だと思うんですけど、今後、目標から失くしちゃうじゃないですか。

何か、それに代わる、この事業自体が新しいものになるんですか。

熊倉課長：こちら、確かに目標のほうからは、40件の目標に対して現状10件とか、そういったところなので、目標にはまだ、程遠いというところになっていまして、ただ、その手続というか、その制度自体をなくすということではなくて、目標としては、連携している今度の新計画の中で、UN Womenとの連携事業というところが出てきていますので、そういったところの指標に、この要素も踏まえた上で切り替えていくという認識で、この指標からは削除したというところになっております。

藤井委員：分かりました。何かそういうことだろうとは予測しつつ、何か不思議ですよね。目標としては大分達成できていないけど、意味がないわけでもないはずなんだけれど、道半ばでやめていいのかなという思いがあります。

ほかのUN Womenと連携してされるということであれば、もうちょっと具体的に書いていくとか、このまま漏れてしまうことがないようにしていただきたいです。

内海崎会長：事務局、いかがでしょうか。

熊倉課長：こちらの見え方につきましては、どういうふうに記載をするかというのは、当然、

この視点も考えた上で記載をしていきたいというふうに考えておりますので、この要素が全くなくなるというふうには見えないように工夫はしていきたいと思っております。

藤井委員：ありがとうございます。何か、多分、このハラスメントに関する意識啓発の推進ということなので、ほかにもいろんな事業をされていて、そういうことを含めての総合評価で、それなりに効果を上げているということだと思うんですけど、右側の49ページの評価理由を見ると、結構、エンパワーメント原則が目立つなと思っていて、何か、ちょっと評価しづらくて悩んでいます。

内海崎会長：どうでしょうね。ご意見の趣旨はお分かりだと思いますので、表記について、少しバランスを取っていただくということになりますかね。

あまり、次の計画との関係ということもおありになると思いますので、事務局のほうで少しご検討いただければと思います。

それでは、最後の事業番号128番に進んでまいります。「区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発」です。事務局から説明をお願いします。

熊倉課長：それでは、事業番号128番「区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発」についてご説明いたします。資料は51ページをご覧ください。

各取組の成果もあり、男性の育児休業の取得率が、昨年度に引き続き高水準を維持しております。また、短期の介護休暇、子の看護休暇、部分休業の取得者も増加しており、特に出生サポート休暇についても周知の結果、取得者数が増加するとともに、男性の取得も増加しており、男女問わずワーク・ライフ・バランスを推進する職場環境が整備されつつある結果と考え、所管による評価を「4」としております。

取組が不十分だった点についての記載ですが、出産協力休暇7日間の休暇取得率について、平均取得日数5.2日と取得率100%の目標には至らなかった点や、年次有給休暇の取得日数が横ばいである点を記載し、取得を推奨することで男女問わず働きやすい環境の整備をしていくこととしております。

説明は以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、128番につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。

千代委員、どうぞ。

千代委員：千代です。今のご説明、ありがとうございます。

出生サポート休暇、ここで取り上げていただいて、これ、増えているのはすごくうれしい

なと思いました。それで、この休暇がいろんなところに波及していけばいいなと、すごく願っていて、社協なんかに行っても、そういうのがあるんですよということでご提案していますので、もう、本当にここ、広がっていけばいいなと願っております。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。こういった評価ですね、効果があったということに関しても、ご意見いただいてもよろしいかと思います。

特によろしいですか。

それでは以上で審議を、重点項目ですね、後半の部分の審議を終了させていただきます。

次に、第2回の推進会議で審議いたしました、前半の六つの重点項目について、いただいたご意見を基に事務局で、推進会議の評価の文案を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

まずは、事業番号2番の「学習指導の充実」です。事務局より、ご説明をお願いします。

熊倉課長：まず最初に、重点項目2「学習指導の充実」、こちらからご説明をいたします。資料4ページをご覧ください。

評価の欄につきまして、ジェンダー平等、LGBTQ等や性に関する課題等の理解啓発について、学校全体での浸透に時間がかかっている理由として、教員の負担増加や学習指導要領のはじめ規定など、制度的な要因が考えられる一方で、理解啓発の妨げとなる要因の的確な把握と、教えるべき内容の整理をし直すなど、こちらによって、より積極的な理解啓発に取り組んでほしいという内容で記載をしております。

また、私立学校に通う児童・生徒への周知啓発など、学校教育で扱うことが難しい取組につきましては、区や地域などが行う講座を周知することで学習の補完をするとともに、課題となっている地域や保護者を巻き込んだ取組にもつなげることの必要性についても記載をしております。

説明は以上となります。

内海崎会長：それでは、ただいまご説明がありました事業番号2番「学習指導の充実」について、ご意見がありましたらお願いいたします。

小川委員、どうぞ。

小川委員：小川です。度々すみません。

これ、教育指導課だけになっていますけど、せっかく令和7年度、ダイバーシティ推進担当のほうで聞いていただいた地域学校協働本部、青少年委員、ここにPTA等が入るかどう

か分かりませんが、特に地域学校協働本部においては、区内小中学校30校全部配備されたので、そこが中心になって、こういったものをやっていくというのが、ここの所管というのは教育総務課になるはずなので、教育総務課のほうも、この所管として入れていただくとともに、ここは、ちょっと問題提起になってしまうので、これはもう、本当、教育委員会の問題ですけども、例えばこれ、協働本部のほうで、こういったものを教員がやるのではなく実施して、学校の支援を行うとしましょう。ただ、その予算というのはないので。

本当、教育委員会の中身の問題なんですよ。講師を呼んで何かをやるといっても、講師代は出ますけれども、じゃあ、テキストを買うといたら、それが出ませんよとか、その講師を呼ぶのが地域の方で、地域と学校の連携で教育支援を行うといたら幾らという形でお金が出るとか、すごく、何か細かいんですね。

これ、東京都のルールに従って文京区は行っていると伺っているので、やはり、こういったところで、ちゃんとしっかり見て、だから、こう変えていきましょうよというふうに突破口になるように、教育総務課は絶対交ぜてもらいたいなど。

そうすることによって、文京ルールでやれば、予算というのが使えるようになれば、もう少し、この教員のほうの負担というのがなくなり、協働本部だったり、PTAだったりというところが、こういった事業というのを行って補完することもできる。柔軟性も生まれるんじゃないかなと思うので、その突破口の一環となるためには、まず、教育総務課のほうの所管を増やしていただきたいなど、ちょっと思いました。

以上です。

内海崎会長：事務局、よろしいですか。

熊倉課長：ありがとうございます。こちら、記載の仕方、所管の話、ありましたけれども、取組の内容によって記載の仕方、こちらもちょうと検討したいと思っております。

ちょっと補足になりますけれども、計画事業の13番のほうで、家庭教育講座というのを教育総務課がしております。そちらのほうで講座を実施しているというふうには聞いておりますので、そういった取組も徐々に進んできているのかなという認識はしております。

小川委員：家庭教育講座は、前からありますよね。

内海崎会長：ありがとうございます。実は12時15分までに、この審議、終える予定だったんですけども、もう12時15分を過ぎておりますので、推進会議の評価の文言についての検討は、次回でよろしいですか。

熊倉課長：はい、大丈夫です。こちらにつきましては、時間があれば、この先の部分もという

ところがありましたので、次回以降で大丈夫です。

内海崎会長：ということで、事業番号2のみになりましたので、この後の推進会議の評価の文
言については、次回継続的に審議をいたしますので、一旦、ここで取りやめさせていただきます。

続いて、審議事項の（3）令和7年度女性活躍の取組についての報告、こちらに移りたい
と思います。事務局から、お願いします。

熊倉課長：それでは、資料第3号「令和7年度女性活躍の取組について」の報告、こちらをご
覧ください。

こちらは文京区男女平等参画推進計画の大項目の2番、こちらが文京区の女性活躍推進計
画になっておりまして、そこに関連する国や都などの事業を掲載しております。

内容につきましては記載のとおりとなります。

こちらは、推進会議として評価を実施する対象ではございませんので、ここでの詳細な説
明は割愛し、情報共有までとさせていただきます。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございます。

こちらにつきましては、東京都立中央・城北職業能力開発センターの松本委員から、追加
でお話しいただけるようなことがございますでしょうか。ご発言、お願いできますでしょ
うか。お願いします。

松本委員：今、お話がありましたとおり、資料につきましては参考としてご覧いただければと
思います。

私からは、この場を借りて、東京都の取組についてちょっとお話をさせていただければと
思います。

東京都では、令和8年7月1日に東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条
例、ちょっと長いので女性活躍推進条例ということもありますが、を施行いたしました。こ
の条例の趣旨というのは、誰もが生き生きと暮らす社会の実現に向け、女性はその個性や能
力を発揮できる環境の整備を一層推進するために条例を施行したというものでございます。

そのためには、事業者の皆様の主体的な取組が欠かせないと考えてございます。そのた
めに、条例の施行に先立ち、小池知事は、企業の経営者の皆さんと意見交換を行いました。そ
こでは、女性活躍を進めたことで、企業の成長や業績向上につながった事例など、様々な話
が共有されたと聞いてございます。

こうした事例を、好事例を広く発信し、まずはやってみようと思っていただく企業を増やしていただくことが大切であり、その一助となるように、事業者の皆さんが働きやすい職場づくりに取り組むきっかけとなるような動画を、SNSなどを活用して発信したり、また、より詳しい内容をご覧いただける本編動画、あるいは企業の取組事例についても特設サイトでご覧いただけますので、是非、参考にしていただければと思います。

加えまして東京都におきましては、松本元副知事を女性活躍推進監に任命し、今後は推進監を中心に積極的な情報発信を行いながら、女性活躍の輪をさらに広げていきたいと考えてございます。

東京都におきましても、引き続き、誰もが活躍できる社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、審議ということではないですが、この女性活躍の取組につきまして、ご意見、あるいはご感想でも結構ですので、ありましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

それでは、本当に、あと9分ぐらいなんですけど、全体に対して、相当急いで、タイトなスケジュールで審議を進めてまいりましたので、全体に対してお気づきの点、ご意見、ございましたらお伺いしたいと思います。発言できなかった項目等も含めまして、ご意見をお願いします。

原委員が手が挙がっていますね。原委員、どうぞ。

原委員：すみません、今のことについても、ちょっと1個、質問がございます。原です。

女性活躍の取組の受講者のところなんですけれども、男性何人、女性何人というふうになっていると思うんですけれども、これ、（d）のところでは男女の数は合計に満たない、というのがあって、その他のところは一致しているんでしょうか。その辺の性別の取り方についてちょっと確認をしたいんですけれども、お願いできますか。

内海崎会長：性別の確認だそうですが、松本委員、情報をお持ちですか。

松本委員：そういう情報は、持っていないです。

内海崎会長：お持ちでないということなので、事務局は、いかがでしょうか。

熊倉課長：そうですね、こちら事務局のほうでも、そちらの詳細は把握しておりません。

内海崎会長：現状では捉えていないということで、分からないということなんですけど、次回ま

でにちょっと確認をしていただけますでしょうか。確認、可能でしょうか。

熊倉課長：こちらにつきましては、次回以降確認をさせていただいて、披露できる状態であればお話をさせていただければと思います。

内海崎会長：原委員、いかがでしょう。

原委員：はい、ちょっとそのところをはっきりするのが私どもの使命なので、よろしくお願いします。どういうふうを取っているかと、一致しない理由も含めて、分かればお願いいたします。

例えば戸籍の性別で取っているとか、公的書類の性別で取っているとかということがあると思いますし、でも、一致しないところは、じゃあ、どうして一致しないのかというところですね。お願いします。

内海崎会長：ありがとうございます。それでは、事務局のほうで確認をお願いしたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。全体に対して。今のようなご質問でも結構ですので。

千代委員、どうぞ。

千代委員：千代です。お願いなのですが、ここでいいのか分からないんですけども、食料品とか、何か、2か月に1回とか送る方たち、いらっしゃいますよね。ある程度の収入の少ない方たちに送るところがあると思うんですけども、その送るときに、この相談の電話とか載っているカードを入れていただけないかなと思うんですけど。それは不可能でしょうか。

内海崎会長：いかがですか。

熊倉課長：確認ですが、それは、どういう事業でしょうか。事業を把握した上で、その申し送りをさせていただきたいのでそれを教えていただければとは思いますが。

千代委員：ヤングケアラーって、最近、随分出て、ようやく認知度が上がっていると思うんですけども、そういう方たちが、障害を持っている親を抱えたり、兄弟を抱えたりして生活なさっていて、なかなか、それが当たり前だと思われていて、割と収入が低かったりすると、相談できるところがあるとかって分からないのかなと思ったりしているんですね。

それで、こういうところがありますよとカードが、小さいカードがありますよね、相談窓口の。あれを入れておいたら、こんな状態なんですけど、とご相談できるところが分かるのかなと思ったりしました。

熊倉課長：先ほどの生活福祉課長のお話があった、相談窓口が一覧になっているカードのお話かと思います。

そちらにつきましては、相談の先ですね、どこにつなげば一番、そこが求められているのかということも、その中の会議体のほうで検討しているふうには聞いておりますので今回のお話をそこにもお伝えをしたりとか、そういったところに情報共有をして、本当に必要なところに届くように、何か連携が図れればというふうには考えています。

内海崎会長：ありがとうございます。

ほかに。小川委員、どうぞ。

小川委員：すみません、全体ということで。

最初の資料1－1号の、新規で防犯リテラシー啓発事業、要は区立の中学生を対象にということで、防災危機管理課が所管になっていきますけれども、12ページですね。

是非、教育指導課も入れていただいて、その先で、先ほど申し上げたように、CSだったりとか、協働本部だったりとかが配置されていますから、そこでちゃんと、しっかり取り上げていただけるように持っていくためにも、教育指導課にも所管となっていたほしいほうが。

要は、校長会を行っているのも教育指導課になりますから、そこで、しっかりと新しいことに対しては伝えていただいて、こどもたちに伝わる体制づくりをしてもらいたいというのと。

防災危機管理課で是非お願いしたいのが、17ページ目なんですけど、とにかく避難所の関係に関しては防災危機管理課だけで終わりにしないでいただきたいんですよ。各小中学校での協議会があります。ここに参加されている地域代表は、もう、ほとんどが町会ですから、町会のほうの面倒をみているとなれば、当然、区民課のほうは、ここへ入れていただきたいです。

実際、先日、私が参加している協議会では防災危機管理課が考えていることを説明いただいて、実際に行いました。その反省会をやっても、管理課が考えているものと、私たちが感じているものとの本当に差が激しいです。私たちが感じているものを、やはり吸い上げていくとなれば町連、ですから、文京区町会連合会、区民課になりますので、そこから意見を吸い上げていただきたいと思うので、必ず全ての所管で入れていただきたいと思います。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

熊倉課長：今回の小川委員のご意見につきましては、当然、所管課の記載で防災危機管理課というふうになっていますけれども、いただいた意見、必ず地域のほうにも当然関連してくるところですとか、学校とともに実施をしているところもありますので、そういったところの弱さにつきましては、きちんと情報が、連携が図られるように、まず、申し送りをしたいと

思っております。

内海崎会長：ありがとうございます。

はい、どうぞ。

藤田委員：別件で、一つだけご意見になりますが、最後の女性活躍の、都や国の取組についてのところで、実績を見ますと出産、育児等で離職した女性みたいなところが主なターゲットに、これまでずっととなってきたかと思うんですが、次期計画で新設される困難女性支援のターゲットは、正規雇用の経験がないまま孤立する10代、20代、みたいな若年女性も含まれるかなと思いますので、こうしたスタートラインに、まだ立てていない若年女性みたいなところが、国だったり、都の支援の取組とつながれるような連携ルートみたいなものが、今後、具体的に出てくるとよいのかなと思っております。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。よろしいですか。

それでは、この会議終了後、ご意見がございましたら、大変期間が短くて申し訳ないんですけれども、9月8日火曜日までに事務局に対してメールでご意見をお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、修正いたしまして、計画の素案について次回の推進会議でご審議いただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項は、これで終了いたします。

次第3、その他について、事務局からお願いします。

熊倉課長：事務局のほうから説明いたします。

今、会長からお話がありました点、1点補足をさせていただきます。

今回の全体の審議の中で、時間の都合上、重点項目のほう、全体の質問でいただいた部分はございますけれども、39番と71番、こちらについてご意見を、まだいただけていない部分がございましたので、9月8日までという期限になっておりますけれども、そちらの会議後の意見として、そちらの部分を中心に見ていただいて、ご意見頂戴できればというふうに考えております。

今回、次回の令和8年度第4回男女平等参画推進会議のスケジュール、こちらについてもご連絡をさせていただきます。

次回は10月23日金曜日、こちら午前10時30分から、対面とオンラインによるハイブリッド開催をいたしますので、こちら、どうぞよろしくお願いいたします。正式な開催通知につきましては、後日、追ってご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和8年度第3回文京区男女平等参画推進会議を終了いたします。次回も、どうぞよろしくお願いします。お疲れさまでした。